

第4章 一次災害への国家的対応と社会的影響

第1節 小田原藩の緊急救助活動

(1) 被災直後の救恤

砂降り被害のあった地域を領有する領主における初期の救恤状況については、部分的にしか判明しない。最も早かったのは、松長藩（藩主大久保教寛）が駿河国駿東郡棚頭村（静岡県小山町）へ、宝永4年12月12日から翌年閏正月まで、数度に分けて「御蔵」から支給した飢人扶持であろう（『小山町史』2 No.452）。同村の家数25軒・人数150人のうち、約半数の13軒・41人の飢人に扶持米が与えられている。噴火が収まってからわずか4日目のことであり、迅速な対応といえるが、米の支給量は少なく、大人と子どもとの間に支給量の差があった。

このほか小田原藩でも、12月25日に山家筋（神奈川県山北町）に飢人扶持支給の通達があった（『山北町史』史料編近世No.199）。中筋代官青木仁右衛門・同大西角野右衛門からの通知で、皆瀬川・都夫良野・湯触の3か村は川村山北で、そのほかの3か村（世附・中川・玄倉）は川西村にて扶持米を受け取るようにという内容である。相模国の城付領で一番降灰の多かった地域に、まず救いの手を差し伸べようとした現地地方役人の救助活動と位置づけられ得るが、実際支給にまで至ったかどうかは確認できていない。この2日後、視察の江戸御用人柳田に願書を提出すべく、山家筋を含め足柄上・下郡104か村が牛島村に寄り合うのであるから（第3章第4節参照）、棚上げになってしまった可能性が高い。

一見場当たり的ではあるが、これらの事例を見ると、現場の賄い名主や地方役人たちは一刻でも早く手当を施す必要があることを認識していたといえる。ただし、生まれて初めて経験する未曾有の災害を前に、幕府も藩も、村役人さえも、正解といえる救助活動のマニュアルを持っていなかった点も見逃すことはできない。

(2) 御救い米支給

相模国足柄上・下郡104か村の代表らが品川で、小田原藩の役人より御救い米2万俵と飢人扶持の支給約束を取り付けたのが、宝永5（1708）年正月14日のことである。17日には、中筋代官が川村山北まで出向いて藩主の御意を説明している。

早速19日には飢人扶持支給があるというので、各村の名主らが小田原城下の御蔵前に呼び出された。名主たちは自村の飢人名前等を書き上げた帳簿を持参したが、飢人基準がばらばらであったため、この日の支給は見送られてしまった。代官は、村ごとに飢人帳を書き直し、前年の人別帳（住民台帳）の控えを持って再提出するよう通告した。

22日、3筋104か村の惣代となっていた名主5、6人が地方役所に呼び出され、杉山小右衛門ら4名の郡奉行より、御救い米の支給について改めて説明があった（『山北町史』史料編近世No.200）。まず、御救い米は村々の石高（生産力）と降った砂の「寸尺」（厚さ）に応じて割り付けられるといい、東・中・西の筋ごとに割り付け帳が提示された。さらに、「2万俵のうち1万俵はすぐに米で支給するが、残り1万俵分は後日御金で渡す予定なので、速やかに飢え苦しんでいる者たちに御救い米を割り渡すように」と口頭での説明がなされた。御救い米とは別に飢人扶持の支給もあると期待していた総代たちであったが、「御救いはこれだけではない、追加の御救いもあるから」という郡奉行の言葉を信じて、その場はしぶしぶ引き下がることにした。

当時、小田原藩の米俵は1俵＝3斗7升^{と しょう}詰めで統一することになっていたから、2万俵といえは7,400石の米に相当する。それを、村高100石と降砂1尺を基準に御救い米31.54俵（約11石6斗7升）の割合で計算し（『大井町史』資料編近世(2)No.127）、その半分が御救い米として支給されることになった。支給を希望する村は25日小田原の地方役所に出頭し、改めて村内飢人書き上げ帳を提出し、各村村方三役で御救い米割り付け帳に捺印するように命じられた。

(3) 城付領村の足並みの乱れ

しかし、22日の説明で約束が守られていないことを知った3筋総代は、正月24日に金子村（大井町）で郡中^{よりあい}寄合を開くべく、足柄上・下郡の村々に廻状^{かいじょう}を出していた。寄合では、品川での約束とおりに、御救い米とは別に飢人扶持をもらうべきだとする意見が出たため、引き続いて翌25日に荻窪村寺町（小田原市）の観音堂で談合し、訴状を作成することになった。この日、参加のなかった村の名主へは再度召喚状が送りつけられた（『山北町史』史料編近世No.210）。

ところが、この段階になって、それまで一致団結していた104か村の中から同一歩調をとらない村が出てきたのである。中でも、山付きで田の少ない畑方の川村山北・川村岸・川村向原（以上山北町）・松田^{しよし}庶子^{そりょう}・松田惣領（以上松田町）の5か村などは足柄平野の村とは同調せず、独自に1通の願書を認め、27日代官の大西覚野右衛門・青木仁右衛門宛てに差し出している（『山北町史』史料編近世No.200）。

品川での約束は守られていないが、御救い米は「末々まで行き渡り、当分飢え申さず」ひと安心している。ただし、今後も本田畑の御朱印^{ごしゅいん}高を基準に御救い事業が行われるのであれば、山畑や新田畑が多い山付きの村は平野部より被害が甚大であるにもかかわらず支給米量・金額が少なく見積もられてしまうので、ぜひ被害反別^{ひがいはんべつ}（面積）を基準に算定してほしい、という内容であった。この川村・松田5か村の要望を、小田原藩が聞き入れることはなかったようである。一方、足並みが乱れたため、寺町に集まった村々も訴状を提出するのを見合わせ、それぞれ御救い米の支給を受け取ることにした。

例えば、川村・松田5か村の1村として訴状を提出した川村山北（村高493石余）は、翌閏正月3日、137俵（50.69石）の米の配給を受けた。この配給量からすれば、この村に積もった降^{うるう}

灰の厚さは約1尺7寸6分(約53cm)であったことになる。そして、同村では、この御救い米の40%を村人1人につき2升2合5勺の割合で人頭割し(901人分)、残りの60%を家1軒ごとに所持する本田畑・屋敷の反別1反につき4升9合7才の割合で割り振り、新田畑には本田畑の半分の比率でもって配分したという(『山北町史』史料編近世No.200)。ちなみに、貞享3(1686)年の村明細帳によれば、山北村の総人数は870人、総反別が65町1反余というから、村人全員に満遍なく配分しようと配慮したことがわかる。ただし、山北村の人々たちが実際にこの御救い米を手にしたのは、藩から支給された日より更に半月後の18日のことであった。恐らく、こうした細かな配分比率に落ち着くまで、村内での話し合いに手間取ったのであろう。

また、皆瀬川村(山北町)では、このとき配給を受けた御救い米を、村内の飢人1人につき米1升の割合で559人分=米5石5斗9升を配っている。当時の皆瀬川村は、村高116石余、家数80軒・人数630人、うち噴火直前の調査で村外へ奉公に出ている者が43人あったから(『山北町史』史料編近世No.4・192・217)、恐らく村に残っている者全員を飢人とみなし、まず人頭割で支給したに違いない。ただし、仮に皆瀬川も川村山北と同じ量の降灰があったとしたならば、約24石の米を受け取っているはずであるから、やはり18石余の御救い米は人頭割以外の基準で配分されたとも考えられる。

ところで、小田原藩が約束した残り1万俵分の御金渡しについては、結果的に被災領分上知の過程で支給されずに終わってしまうのである。

(4) 年貢未納分の免除

次節で詳述するように、閏正月3日には小田原藩領5万6,384石余の上知(幕府直轄地化)と代知(替え地)の拝領が決定するのであるが、実は、このことが小田原藩領の村々へ正式に通達されるのは同月18日のことであり、半月ほど領民には情報が伏せられていた。

その間の閏正月15日、領内の村役人は地方役所に呼び集められ、宝永4年分の田畑にかけられた年貢米や小物成などの租税未納分について、特別に「御用捨」とする内容の通達があった。この場合、小物成とは入会山の利用料にあたる山銭や、役所等の燃料にあてる家並薪などを指し、こうした租税は秋から年末にかけて分割して御蔵・藩庫に納めなければならなかったのであるが、被災村では噴火後の年末納入分が未納のままになっていた。その分の納入が免除されたのである。

本来幕藩領主は田畑の年貢が主要財源であり、少しぐらいの作柄不良では決して納入免除をすることはなく、未納分があれば、基本的には未進と称して翌年以降の延納を命じる場合が多い。財政基盤を維持するため、全国的な飢饉や、よほどの甚大災害でなければ年貢分を容赦することはないのであり、この噴火がそうした甚大災害である点は疑いないのであるが、噴火終息後2か月以上も経ってから、ようやくその決断がなされたことになる。それでも被災領民にとってみれば、心配事の一つが解決し安堵したに違いない。

しかし、実情は異なる側面を有していた。当時、幕藩領主が^{てんぼう}転封などに際して入れ替わる場合、旧領主は旧領分に対する未進分の徴収権を放棄するのが一般的であった。小田原藩にしてみれば、既に被災領分の上知が決定済みで、その分の未進分は手放さなければならないものであり、そのことを領民に教えずに未進分を「御用捨」したのである。

なお、未納年貢・小物成の容赦とあわせて、前年分の田植え用の御貸し米、元禄地震後の御救い米、それと^{むらづつ}村筒（^{あしがる}村足軽）の^{おかりもの}種借用金の3種御借物についても、本来前年末に元金・元米に利息分を加え返納すべきものであったが、同5年末までの延納が許可された。これらは百姓経営を維持するために小田原藩より低利で拝借していた米・金である。これは、これらの御借物が年貢・小物成といった租税と異なり、^{債権}債権と認識されたことによる。

第2節 幕府領編入と諸国高役金

(1) 幕府領編入

幕府が富士山噴火に対する施策を打ち出したのは、宝永5(1708)年の年が明けてからであった。まず、正月16日、勝手方若年寄稲垣重富は、被災地の領主たちに対し、次のように命じた。

「武州・相州・駿州三ヶ国の内、去る冬砂積り候村々、今にその俣^{まま}にて差し置き候由あい聞え候、当春耕作前砂取りのけ候様に、地頭^{じとう}より申し付けらるべく候、大分砂積り、村中百姓の自力になりがたき程の村々も、まずとりかかり、砂片付けの儀申し付けらるべく候、重ねて吟味の上御救いこれあるべく候、その内飢え申さざる様^{よう}、念を入れらるべく候。委細^{お う み の か み}荻原近江守相談せらるべく候。」(「柳 営日次記」)

降った砂をそのまま放置している村は、春の耕作前に砂を取り除けるよういい付けること、自力で片付けるのが困難な村も、まず取り掛からせること、今後調査した上で御救いを実施するつもりだが、それまで領民を飢えさせないようにせよ、といった内容である。砂除けは村々が行うべきものであるが、これを督促しないのは領主の怠慢であり、一方、飢え人を出さないようにすることも、これまた領主の責任である、という幕府の考え方が示されている。

なお、この領主あての通達は、同時に村々への「申し渡し覚」を伴っていた(『小田原市史』史料編近世ⅡNo.279)。そこでは、砂の速やかな片付け、麦作の手入れなどを命じている。つまり、まず村人が自力復旧に力を尽くし、どうしても困難な場合に御救いを施すというもので、その場合の御救いとは、命をつなぐための「夫食(食料)」を与えるといった程度のことであった。

そして、宝永5(1708)年閏正月3日、武蔵・相模・駿河3か国のうち、「所務なりがたきほどの私領」は、村替えをすと発表した。これにより、小田原藩(藩主大久保忠増^{ただます})は、石高にして5万6,384石余、相模国足柄上・下郡114か村、淘綾郡1か村、高座郡3か村、駿河国駿東郡79か村^{じょうち}を上知し、代わりに美濃国加茂郡15か村、可児郡16か村、土岐郡13か村、三河国賀茂郡19か村^{したら}、設楽郡51か村、伊豆国賀茂郡34か村、那賀郡4か村、播磨国赤穂郡55か村、印南郡2か村、佐用郡6か村、加西郡6か村を与えられた。大久保氏の支藩である松長藩(藩主は忠増の弟大久保教寛^{のりひろ})も、駿河国の領知6,000石を伊豆国君沢郡・田方郡内に移された。また、旗本稲葉正辰領なども同様の措置がとられた。

砂が降り積もった不毛の地を無傷の幕府領と取り替えるというのであるから、被災地の領主たちにとり、これ以上の恩恵はない。最大の被災地を領する小田原藩は、同月18日、早くも従来の領知を幕府に引き渡している。被災地領民の救済訴願行動に右往左往し、藩主大久保忠増が領民に救済を約束してからおよそ1か月(第3章第3節4を参照)、この後、小田原藩は被

災地復旧の責任から解放された。ただ、小田原藩被災地の幕領への編入は一時的なもので、復旧成った後には、同藩に戻されることになっていた。

なお、小田原藩以外の領主たちの知行替えは無条件で行われたのではなく、3月18日、幕府は、村方に砂よけを督励していない領主は知行の引き替えを認めないとしている。関東の入口に位置する重要な譜代藩で、しかも藩主が老中を勤める小田原藩への対応はやはり特別であったのだろう。

(2) 諸国高役金

被災地村替え令から4日後の閏正月7日、いわゆる諸国高役金令(『御触書寛保集成』No.1399)が触れ出された。

「近年御入用の品々これある^{ところ} 処、去る冬武州・相州・駿州三ヶ国の内、砂積り候村々御救い^{かたがた} 傍の儀につき、今度諸国高役金御料・私領共に高百石につき金二両の積り、在々より取り立て上納あるべく候、かつまた領知遠近これあるゆえ、在々より取り立て候までは延々^{のびのび} たるべく候間、一万石以上の分は領主より取り替え候て、当三月を限り江戸御金蔵へ上納あるべく候、一万石以下は六月を限りあい納めらるべく候、頭々^{かしらかしら} これある分はその組みりにこれを受け取り、目録をもって頭々より上納これあるべく候、頭これなき面々は上納の節前かどあい達せらるべく候、五十石より内の端高は役金容赦あるべく候、寺社領はあい除き候、」

全国の幕府直轄領、大名・旗本領(寺社領を除く)から、石高100石につき金2両を徴収するというものである。私領の場合、各領主が自領の村方から取り立てて上納するのであるが、領知が遠いところもあり、取り立てを待ってはいは遅くなるので、1万石以上(大名)は立て替え金を3月までに納め、1万石未満(旗本)は6月までに納めること(組下の旗本は頭々=上司を通して納めること)としている。50石未満の端高は免除し、寺社領は除外している。

既に第3章第1節で述べたように、元禄期幕府の財政は窮迫し、勘定奉行荻原重秀の意見により貨幣改鋳を行い、莫大な差益を得てしのいでいた。しかし、宝永期にはそれも使い果たし一層逼迫した状態に陥っていた。富士山噴火により、幕領の村も少なからず被害を被り、被災地の領主たちには、村替えという恩恵を施さなくてはならない。そうした中で打ち出された諸国高役金は日本全国、国持大名領まで対象とした、従来にはない租税形態として注目される。もっとも現実には、「村々御救い傍の儀」という微妙な表現に見るごとく、富士山噴火の機をとらえた窮余の財政補填策であったといえる。

諸国高役金として宝永5年中に幕府御金蔵に納められた金額は、金48万8,770兩余・銀1貫870目余に上った。これは幕府の歳入の4割ほどに相当する。このうち、実際に被災地救済に使われたことのはっきりしている分は、武蔵・相模・駿河国の砂積り村々への御救い金6,225兩余、須走村への下され金1,850兩余（第4章第3節1を参照）、武蔵・相模国村々砂除け・川浚い・諸役人入用分5万4,480兩余、合計6万2,500兩余りである（『蠹余一得』）。荻原重秀の言によると、高役金のうち16万兩が被災地復旧に使われ、24万兩は江戸城北丸の御殿造営の費用として残しておいたという（『折たく柴の記』）。荻原は最初から被災地救済に用途を限定するつもりはなかったのである。新井白石は、こうした課税に世間の批判があったと述べており、それは第3章第1節で触れた「宝永落書」からも垣間見られる。

コラム 江戸時代の人々にとっての領主

江戸時代の大名（藩主）や旗本など個別領主は、領地（知行所）と領民に対する統治権を徳川将軍より容認され、それぞれ領内の「無事（平和）」を維持するために独自に行政権や司法権を行使するとともに、年貢などの経済的搾取を認められていた。こうした将軍からの領知（領地・領民の安堵）がいわゆる御恩にあたり、将軍への軍役・普請役の奉仕あるいは幕政運営への参加が奉公に相当した。一般的に、将軍とこれら領知を認められた大名・旗本たちをひっくるめて幕藩領主と呼び習わしている。

農民や町人など当時の領民側から見れば、年貢・屋地子^{やじし}など地代^{ちだい}（土地税）の納入先や、人足^{ぶやく}などの夫役を提出する相手が、自分たちを直接支配する領主の一番の目安であったとあってよい。そうした幕藩領主は大きく4種類に分けられ、それぞれの管轄地を別途に支配・統治した。

幕府直轄地：天領とも称する。領主は将軍であり、幕府代官（旗本が就任）を通じて間接的に支配されることになる。直轄地は関東や近畿、東海道沿いに多く、港・鉱山など全国の要衝をカバーした。代官は、おおよそ数万石^{こく}から10万石程度の直轄地を受け持ち、任地に陣屋を置いて支配した。

藩領：1万石以上の領有を認められた大名の領地。大名には、徳川御三家、徳川一門（家門）、譜代^{とさま}、外様の区別があった。特に幕政運営を担当した譜代大名の領地（譜代藩領）は関東に集中しており、逆に国持ちの外様大名領は九州・四国・東北など、比較的辺境な地域にまとまって配置された。

旗本領：1万石未満の所領を持つ旗本の中には、すべてではないが、大名同様に領地に陣屋を置き領内統治^{じかた}（地方知行）を許されたものもあった。旗本領は幕府直轄領と近似した性格を有し、やはり関東や近畿に多く配置された。旗本の家臣（用人）が所領支配を担当したが、分散知行の場合は年貢徴収や民政を現地の割元名主など村役人に任せることが多かった。なお、中小の旗本のほとんどは蔵米取（切米取）で、所領を持っていなかった。

寺社領：江戸時代、それまでとは異なり荘園所有の許されなかった寺院・神社の中には、それほど多くではないが、例えば将軍家菩提所増上寺のように幕府より所領（朱印地）を拝領し、雇った用人に領地支配を代行させる場合があった。なお、全国には幕府や藩主などより寺社領を拝領している寺社が多かったが、その大多数は寺社領村よりの年貢収入のみの権限しか有しなかった。

そして、江戸時代の人々は基本的に村や町の単位で、これら幕藩領主の支配に属することになる。外様大藩や、比較的大きな譜代藩^{しろつき}の城付領などでは領有関係も固定され、江戸期を通じて安定的であった。

一方、藩主が幕閣になることもある譜代藩・家門藩の飛び地領（城下に隣接せず他国などに拝領した所領）や旗本領・幕府直轄領などの領有関係は流動的であり、変動もかなり激しかった。特に、旗本領や幕府直轄領の集中する関東、中でも江戸周辺地域（千葉県・神奈川県・埼玉県など）の村・町の領有関係は複雑である。

例えば、相給^{あいきゅう}村^{むら}と^{いって}、一つの村に複数の旗本領と幕府直轄領・藩領などが割り振られることもあった。5給の村であれば、5人の領主がいることになり、村内の農民を5つに分け、それぞれ領主ごとに村役人^{なぬし}（名主・組頭^{くみがしら}など）を置く必要があった。明治初年の調査に基づく『旧高旧領取調帳』によれば、10給以上の村も存在したことが判明する。

それぞれの村高は必ずしも切りのいい数値ではなく、かつ均一でもなかったので、所領の端数処理の過程で当然相給村は生じるのであったが、実は相給村は幕府の取った政策の一つでもあった。つまり、個別領有権を認められた旗本に、財政窮乏を理由とする知行地からの恣意的な搾取を行わせないようにするため、知行村との結びつきを弱めるためにとった政策であった。であるから、「元禄の地方直し^{じかたなお}（蔵米取旗本の知行地振り替え策）」では、500石以上の村高を持つ村があっても、あえて500石取の旗本の知行地を100石ずつ5か村に均等に割り振るなどということも行われた。

また、納めるべき年貢量（率）は、基本的に個別領主に決定権があったため、年により、村により異なっても構わなかった。隣り合う幕府直轄領の村と〇〇藩領の村とで年貢率が違っていても問題はなかったが、相給村では相給名主らが話し合い、極端な差を出さないよう調節するのが常であったという。

当然、農民たちから見れば、日ごろ勸農に尽力し、非常時・災害時に手厚い御救い策を講じてくれるのが良い領主であり、年貢の取り立てが厳しく用捨もしてくれず、頻繁に人足提出を命じる領主が悪い領主であった点は否定できない。

コラム 江戸時代の石高^{こくだか}

江戸時代に用いられた石高とは、基本的には米の量に換算した数値を意味し、当時容量をはかる単位であった「石」に拠っている。1石=10斗=100升=1,000合であるから、1石は約180リットルの米（未精米=粳）に相当することになる。

石高は、まず、①村ごとに米に換算した基準となる生産量（=村高）として使用された。そのための実地測量が検地である。豊臣秀吉が天正～文禄年間に実施した太閤検地や、江戸幕府・各大名らが行った初期検地によって、ほぼ全国的にこの石高制が採用されることになった。検地によって田・畑・屋敷の面積を計測し、上・中・下・下々など田・畑の等級（生産力）別に石盛（斗代ともいう）を乗じて基準となる村高を算出した。屋敷地も、一般的には上畑と同等に扱われ、村高に組み込まれた。

村ごとに農民が負担する年貢量は、検地によって定められた反別（面積）や村高に免合（年貢率）を乗じて毎年算定された。「五公五民」であれば、免合は50%ということになる。

領主は秋の収穫前に配下の役人を村に派遣し、その年の米作等の豊凶を実地調査した。これを有毛検見と称する。田・畑の等級ごとに収穫物の出来具合を確かめ、それを免合に反映させ、そのほか災害等のあった村では個別に引き高（控除）を計上し、その年納めるべき年貢総量を定め、年貢免状に仕立てて下付した。検見を前提にして田・畑の等級別に免合を定める年貢賦課方法は反取と呼ばれ、領主にとってみれば、実際の収穫に見合った最大限の年貢徴収が可能であった。ただし、領域全村を収穫前の短期間に検見して廻る手間は大変なものであった。

そうした手間を省くために、それまでの平均値を利用し、納めるべき総年貢量を数年間固定するのが定免である。幕府領では定免が増徴策として利用されることが多かったが、定免は必ずしも農民たちにとってマイナスとなるとは限らなかった。例えば、小田原藩では万治年間（1658～1661年）に領内へ総検地を実施したが、その際検地中の数年間、定免制を施行している。このケースでは、毎年全領域に実施していた検見の手間・人件費を節約する意味合いがあり、平均作以上の年の豊作分は余剰として農民たちの手元に残った。また、富士山宝永噴火後に極めて低率の定免が導入されたように、そうした場合の定免は、領主の年貢収入を犠牲にして農民たちの生産力の回復を待つための政策であったといえる。

一方、②大名・旗本ら領主たちの所領（知行地）は、その村高（石高）の合計で示された。10万石の大名とか、3,000石取の旗本といったように、所領高は支配領域の大小を具体的に数値で示すことを可能にした。

それはまた、領主層が幕府（将軍）に対して務める軍役・普請役の量を規定し、更に家臣や奉公人たちの知行や俸禄を示す単位として利用された。それが石高制導入のもう一つの重要な側面である。統一政権である豊臣政権や江戸幕府が、この石高制を採用し敷衍したことによって、諸大名ら武士階級を統一基準でもって配下に従え、おしなべて同じ基準で軍役負担を命じることを可能にしたのである。

第3節 復興事業（「砂除け」）の特質

1 駿河国駿東郡

(1) 須走の復興

噴火の直接的被害を受け、壊滅状態に陥った須走村（静岡県小山町）の復興過程を見てみよう。この村へは、幕府の方から援助の手を差し伸べている。

まず、宝永5（1708）年3月、「惣人別・馬」を対象として金14両2分757文が支給されている（『小山町史』2No.470）。これは他村にも与えられた「御救い夫食石代金」と馬扶持であろう。「御救い夫食石代金」は、砂の深さ3尺（約90cm）以上の村に対し、翌宝永6（1709）年3月まで支給された（第4章第3節2を参照）が、須走村へは4月以降は与えられていない。須走村の救済、復旧については他村と異なる方針が立てられたのであろう。

すなわち8月になり、焼失した家々に1坪（約3.3㎡）につき金1両ずつ、壊れた家々に金2分ずつの「家作御救金」が支給された。

焼失した家は37軒で、その総坪数は1,333坪、給付金は1,333両であった。潰れた家数は39軒（35軒、あるいは38軒とする史料があるが、「家作御救金」を分配された家を集計すると39軒）で、この中には西寿院・香積寺・永昌寺の3か寺も含まれている。3か寺の坪数は合計956坪で、478両が給付された。総額は1,811両に上った。表4-1は各戸に分配された「家作御救金」の一覧である。最も広い家作126坪（焼失）を有していた名主甚大夫には126両が与えられている、これに次ぐのが浅間神主のやまとのかみ小野大和守で、119坪半（焼失）に対して119両2分である。焼失を免れた（潰れ家）小さい家でも3両～5両は与えられている（『小山町史』2No.462・470）。この「家作御救金」は前述（第4章第2節）の諸国高役金から支出された。

既に述べたように、須走村の人々は旅人や富士参詣者を家に泊めるなどして生活していた。その家を失い人々は四散していたが、幕府からの助成金を得たことで家を再建し、村人の暮らしは元に戻った。富士参詣の登山者は、富士山がまだ鳴動していた宝永5（1708）年からあり、翌年には更に増えた（第4章第4節1を参照）。耕地はまだ砂に覆われていたが、宝永6（1709）年から砂降り前5年間（元禄16年～宝永4年）の平均年貢、永5貫564文と、山役米1石3斗を納めており、復旧が順調に進んだことをうかがわせる。

表 4-1 須走村への家作御救金

焼失した家			倒壊した家		
被災者	給付金額	坪数	被災者	給付金額	坪数
茂左衛門	金 10両	10坪	又兵衛	金 5両	10坪
吉兵衛	金 24両	24坪	郡左衛門	金 5両	10坪
善七	金 10両	10坪	加左衛門	金 3両2分	7.5坪
市郎右衛門	金 11両12匁	11.2坪	平右衛門	金 13両	26坪
善九郎	金 15両2分	15.5坪	半介	金 6両1分	12.5坪
兵右衛門	金 21両	21坪	五兵衛	金 8両	16坪
七兵衛	金 19両	19坪	八右衛門	金 5両	10坪
名主甚大夫	金126両	126坪	伊兵衛	金 8両1分	16.5坪
十三郎	金 93両	93坪	半兵衛	金 12両	24両
久右衛門	金 59両	59坪	門十郎	金 5両	10坪
八郎左衛門	金 29両12匁	29.2坪	伝十郎	金 13両	26坪
百姓代七右衛門	金 31両2分	31.5坪	平三郎	金 18両2分	37坪
源三郎	金 24両2分12匁	24.7坪	惣九郎	金 43両	86坪
惣兵衛	金 25両2分	25.5坪	利右衛門	金 13両2分	27坪
名主好大夫	金103両2分	103.5坪	二郎兵衛	金 7両2分	15坪
加兵衛	金 16両2分	16.5坪	二郎左衛門	金 8両1分	16.5坪
善兵衛	金 16両2分	16.5坪	清七	金 10両	20坪
惣三郎	金 26両2分	26.5坪	惣右衛門	金 20両	40坪
権七	金 23両2分12匁	23.7坪	兵四郎	金 7両2分	15坪
忠三郎	金 20両2分	20.5坪	組頭助八	金 35両	70坪
善左衛門	金 37両2分12匁	37.7坪	忠右衛門	金 5両	10坪
加右衛門	金 21両2分12匁	21.7坪	勘右衛門	金 3両3分	7.5坪
長太	金 10両	10坪	伝右衛門	金 7両2分	15坪
源右衛門	金 40両2分	40.5坪	勘左衛門	金 7両	14坪
仁兵衛	金 40両	40坪	長右衛門	金 5両	10坪
十兵衛	金 26両	26坪	八左衛門	金 3両3分	7.5坪
組頭茂兵衛	金 45両	45坪	伊左衛門	金 9両	18坪
喜兵衛	金 30両2分12匁	30.7坪	平三郎	金 7両2分	15坪
利兵衛	金 42両2分	42.5坪	次右衛門	金 7両2分	15坪
兵左衛門	金 16両	16坪	源介	金 16両2分	33坪
兵十郎	金 20両2分	20.5坪	吉左衛門	金 6両1分	12.5坪
長左衛門	金 55両	55坪	与左衛門	金 7両3分	15.5坪
二郎右衛門	金 12両	12坪	金三郎	金 5両	10坪
弥五左衛門	金 45両	45坪	三十郎	金 3両	6坪
市兵衛	金 50両2分	50.5坪	文右衛門	金 9両2分	19坪
佐兵衛	金 15両	15坪	庄兵衛	金 7両2分	15坪
大和守	金119両2分	119.5坪	西寿院	金 54両6匁	108.5坪
			香積寺	金 33両	66坪
			永昌寺	金 32両12分	64.4坪

幕府が須走村の復興に積極的に手を貸したのは、この町が古くからの富士山の登山口で、諸国から人が集まるところであったことと、公用の旅行者のために人馬を提供する宿としての機能を担っていたことが大きかったと思われる。

(2) 村方亡村にまかりなり候

須走村以外の駿東郡村々の復興は順調ではなかった。むしろ次第に悪くなっていったといえる。飢え人は噴火直後から出ていたが、その数は増える一方だった。例えば、噴火直後より飢え人扶持の支給を受けていた棚頭村（静岡県小山町）の場合、支給対象は当初13軒・40人前後であったが、幕領編入後の宝永5（1708）年2月には19軒・52人、3月から5月にかけては全戸25軒・150人に及んでいる（『小山町史』2No.542・455）。

この扶持は、1日1人米1合ずつ金銭で、「御救夫食石代金」という名目で、宝永6（1709）年2月まで砂の深さ3尺以上（約90cm）の村に与えられた。各村の砂の深さ（平均値）は、幕府の施策の基準値として機能し、2尺9寸以下の村へは「砂退け御救い金」として、宝永5年3月と11月の2回、田畑1反（約1a）につき金1分から銭300文まで、砂の深さに応じ支給された。御救い金の名目から見て、砂3尺以上の村は再開発が困難であると見なされ、一方、2尺9寸以下の村は復旧可能とされて、砂除けを督励されたといえよう。

駿河国駿東郡の村は、39か村が砂3尺以上であり、これらの村々については、廃村となってもやむを得ないと幕府は考えていたようである。同国同郡の元松長藩領（小田原藩分家大久保教寛^{のり}領^{ひろ}）13か村（菅沼^{あだの}・阿多野新田^{いっしき}・一色^{かみふるしろ}・上古城^{おおみか}・古沢^{なかひなた}・湯船^{さかわ}・下小林^{さかわ}・用沢^{さかわ}・棚頭^{さかわ}・大御神^{さかわ}・中日向^{さかわ}・上野^{さかわ}・上野新田^{さかわ})は、砂3尺以上の村であったが、宝永5年3月、酒匂会所詰めの幕府代官伊奈半左衛門忠順^{ただのぶ}の家臣に対し、自力では田畑の砂を除去することができないので、幕府による御普請を実施してほしいと出願した（『小山町史』2No.456）。

田畑の復旧は百姓自身が行うべきものというのが幕府の方針であったから、この願いが聞き届けられるはずはなかった。というよりも、村人たちへ幕府の方から、「五ヶ村・三ヶ村ずつも最寄へあい集まり、百姓夫食ばかりにても作り候様」にと提案しており、これらの村の再開発を企図していない姿勢がうかがえる。しかし、村人の先祖伝来の土地に対する愛着は強く、「左様つかまつり候ては、住所にあいはなれ、村方亡所にまかりなり候」とこの提案を拒否した。そして、引越し費用のかわりに、田畑の砂除けと用水堰の御普請費用を下付してほしいと願い、砂除けの人足数とその賃金を見積もり、酒匂会所に提出した（『小山町史』2No.461）。しかし、その金額が幕府の予想をはるかに超えたためか、酒匂会所からの回答はなかった。結局、深い砂に覆われたままの村は年貢が免除されたものの、村人の困窮はますます募っていった。

(3) 御救夫食石代金の打ち切りと訴願運動

以上のように、深い砂に埋もれた駿東郡村々の再開発に幕府は積極的ではなかったが、一方、しょうるいあわ生類憐れみ政策のもとの「御救い」は幕府の意図するところであった。砂の深さ3尺以上の村へ「御救夫食石代金」の支給を継続し、また、馬1匹につき300文の馬扶持（飼料代）や、冬に蒔く種麦代も支給したのはその現れといえよう。

ところが、砂の深さ3尺以上の駿東郡39か村に支給されていた「御救夫食石代金」は、宝永6（1709）年2月をもって打ち切られた。同年正月に5代將軍綱吉が死去し、いえのぶ家宣が6代將軍となり、生類憐れみの令が廃止された。「御救夫食石代金」の打ち切りも、この將軍代替わりと恐らく無関係ではないだろう。新將軍の登場は、少なくとも噴火被災地の住民にとっては「よろこぶ」べきことにはならなかった（第3章第1節を参照）。

宝永6年3月、39か村の代表は江戸の伊奈屋敷に出訴した。食べ物は何一つなく、餓死者が多数出ていることや、他国に働きに出てこつじき乞食に身を落としたり、行き倒れとなり、その死骸が送り届けられるあり様を訴え、前年提出した見積もりどおりの御普請の実施か、村人全員に3年間1日1人につき銀1もんめ匁ずつの御救い金を支給するよう求めた（『小山町史』2No.467）。この訴えを受けて、3月から4月にかけて、伊奈の家臣が村々の飢え人の状態を見て回った。このとき「極飢え人」と認定された者には、1人1日5文ずつ5日分の御救い銭が与えられた（同前No.468など）。また、これとは別に、4月以降飢え人に対して御救い金が支給されたが（同前No.469など）、焼け石に水であった。

みくりや御厨領（駿河国駿東郡）の訴願運動には、その後、砂の深さ2尺9寸以下の19か村も加わり、一層の高まりを見せた。5月に入り、幕府目付河野通重と代官伊奈忠順一行が被災地を巡見した。度々水害を繰り返す相模国の川々の巡察が第一の目的であったが、駿河国にも足を延ばした。5月15日に酒匂を立ち、まず水害に遭った相模国の村々を見分し、その後、御厨領に入った。この機をとらえて村々は訴願を繰り返した。用沢村（静岡県小山町）では、砂除け御普請願いと村絵図を複数用意して、一行が21日に巡回した際、河野・伊奈らにそれぞれ差し出している。6月には、また伊奈の家臣が村々を巡視したが、そのときには砂除け普請見積り帳を新たに作成し、提出している（『小山町史』2No.471）。こうして見積もられた金額は、58か村で17万両余に上った（同前No.475）。その後、わずかな御救い金が支給されたが、砂除け普請の沙汰はなかった。

(4) 伊奈忠順の配慮

村人の命を繋いだのは、相模国の川々御普請であった。この普請は失業対策の御救い普請で、村人は人足として働き、その賃金で糊口をしのいだのである。御厨領の村人は、8月20日から10月10日まで働いた。その間、用沢村など村々の代表は江戸に出て、伊奈代官らの屋敷に日参し、人足賃の賃上げ交渉をしている。その過程で、伊奈代官が荻原重秀邸で行われた勘定奉行の内寄合の席に、村人たちを連れて行ったという記録が用沢村にある（『砂降り一件記録』遠藤貴夫氏所蔵）。

「江戸へうし丑（宝永6年）の九月八日に御厨を立ち、十日に酒匂を立ち申し候、用沢・下古城・にいほししめ新橋（伊奈忠順）まで三ヶ村、江戸へ十一日につき、同十二日に半左衛門様御評定ごひょうじょうへまか罷り出で、その已後二十日・二十一日・二十二日河野勘右衛門様・中山出雲守様御屋敷へ罷り出で、段々御訴訟いご仕り候て、又その已後半左衛門様へ御呼び成され、同二十七日に荻原遠江守様御屋敷御内寄合（通重）へ（春時）われわれをおつれ遊ばされ、段々御訴訟候て、同二十九日に江戸を罷り立ち、同十月二日御厨へ罷り帰り申し候」

伊奈忠順は、御厨地方では復興に力を尽くした恩人として語り伝えられ、後世神に祀られた（第4章第4節1を参照）。新田次郎の小説『怒る富士』では、身命を投げ打って被災地のために尽くした幕府官僚として描かれているが、同時代の史料は至って乏しく、この用沢村の記録は注目される。この運動は功を奏したと見え、相模国の人足賃は1人1日銀1匁5分であったのに、駿河国の人足は2匁5分支給されたという。

12月になり、砂の深さ3尺以上の36か村に、高100石につき9両ほどの砂除け開発金が支給された（『小山町史』2No.473）。この金額は、これまでの御救い金に比べればかなりの額であったが、村々が要求していた見積もり額には程遠いものだった。しかも、砂2尺9寸以下の22か村には支給されなかった。58か村の代表は、また江戸に出て訴願したようであるが、その後の成り行きはわからない。一時しのぎの御救い金は宝永7・正徳元（1711）年にも出ているが、深砂の村の飢え人の数は増える一方で、訴願運動を続ける力も失せていったようである。なお、伊奈忠順は正徳2（1712）年正月に没し、一族の忠達ただみちが跡を継いだ。

2 相模国足柄上・下郡

(1) 酒匂会所の救恤策打ち切り

復興するまでと期限を切って収公された旧小田原藩領等を管轄する幕府関東代官頭伊奈半左衛門忠順ただのぶの役所は、酒匂川河口の酒匂村に置かれた。伊奈は酒匂川の川かわ浚ざらい普請奉行をも兼任し、江戸馬喰町ばくろの役宅にすることが多く、現地には伊奈の手代らが詰めた。旧領主の救恤策は必ずしも引き継がれず、伊奈の主導のもと、新たな対策が進められていることになる。

閏正月うるう23日、早速手代永田茂右衛門らが川通りの視察に赴き、酒匂川沿いの村々に対して、過去に築造した堤・石籠の規模と破損箇所を書き上げて提出するよう命じている（『山北町史』史料編近世No.213）。これは、お手伝い普請に必要な基礎データの入手であった。

さらに、29日には幕府直轄領となった村々に、村明細帳（村勢要覧）及び過去5年分の年貢割り付け状（租税額通知票）の写しを提出させ、あわせて降灰前後に仕付けた麦の生育状況も調査している（同前No.215）。4～5寸（12～15cm）と降灰の少なかつた小船村（小田原市）では、噴火前に仕付けた田の裏作麦も畑麦も全滅と返答している。その後、地表5～6寸を「うないぐるみ」（掘り返して土と降灰を混ぜる）にして、麦・大豆・小豆・木綿・稗・粟・ごま・大根・たばこを蒔き直したところ、残っていた種を二度蒔きした麦は収穫できたが、新たに買い調えた「旅種」は腐ってしまったという（『小田原市史』史料編近世ⅡNo.284・289・291）。

伊奈忠順本人が現地入りしたのは2月19日のことで、川通りの村は21日、山間部の村は22日に、御機嫌うかがいのため酒匂会所まで出頭した。このとき、救恤米の支給を期待して飢人書き上げを持参した村もあった。しかし、3尺（約90cm）以上の降灰のあつた御厨領村みくりやに御救い夫食石代金ぶじきこくが支給されたのに対し、相模国の旧小田原藩城付領分にはすぐに飢人扶持の支給はなかつた。その後、降灰除去の進行状況を見た上で3月と12月に砂退け御救い金すなのすなは（砂掃き料）及び大口堤決壊前後に麦代金・馬飼料かいりょうの支給がなされた（『南足柄市史』3No.93）。このことは、当初、伊奈会所が足柄上・下郡は村によって麦作の収穫を期待でき、お手伝い普請に人足として稼ぎに出れば人足賃の収入もあり、砂掃きもはかどるであろうと判断したことによる。

(2) 酒匂川の大名御手伝い普請

岡山藩ほか4藩の留守居役が江戸城に呼び出され、小田原藩主でもある月番老中大久保忠増より、酒匂川の川浚い普請についてお手伝い(助役)が命じられたのは、閏正月9日であった。上流・支流で流れ込んだ降灰によって酒匂川の河床が上がっていたため、氾濫が起きる前に除去し、堤防も補強しておこうというねらいである。幕府の財政が厳しい状況にあり、普請費用は普請役として外様大名たちに負担(知行高割り)させようというわけであった。当時、利根川や荒川の普請で実施していた方法になっている。

表4-2 砂降り後の御手伝い普請一覧

期間	対象河川	担当藩
宝永5(1708)年閏正月～6月	酒匂川・内山川・皆瀬川・川音川 ・金目川	岡山藩・大野藩・熊本 新田藩 ・鳥取新田藩
〃	狩川	小倉藩
宝永6(1709)年7月～同7年3月	大口土手・山北堀割・花水川	津藩
〃	(不明)	浜松藩
寛延元(1748)年2月～4月	酒匂川・川音川	久留米藩

出典：『小田原市史』史料編近世ⅡNo.287、『南足柄市史』2No.195、『神奈川県』資料編5No.259、『大井町史』資料編近世(2)No.186・187・190

幕閣では、老中井上正岑・勘定奉行萩原重秀らが今回の御用向きを担当し、川浚い普請奉行伊奈忠順の指揮のもと、実際の普請は入札で決められた町人の請け負いで2月13日から始まり、5月末に終了する。当初は御厨領分の鮎沢川などの砂浚いもする予定であったが、2月10日段階で川浚いお手伝いは下流部の酒匂川水系(5月より金目川も追加される)に限定された。岡山藩ほか4藩は、請け負い人らが指示どおりの普請を行っているか監督するために、それぞれ少人数の家中を現地に派遣している。例えば、このとき岡山藩では役人10数名と足軽85人・御小人94人が交替で、「丁場」(担当現場)近くの松田惣領(松田町)・川村岸(山北町)2か所の民家を借りて105日間分宿したという(『小田原市史』史料編近世ⅡNo.287)。

競り落としたのは、川浚い普請が江戸の和泉屋(石屋)半四郎とその倅文左衛門で、川除け堤普請が江戸くすみ屋善太郎・冬木屋平兵衛であった。その下請けで現場の人足賄いを担当したのが小田原宿本陣清水金五・同宮前町大和屋藤八・江戸坂本町三島屋与兵衛である。普請の入札額は、石屋が金6万3,000両、冬木屋が金2万2,500両といい(『神奈川県史』資料編5No.259)、人足賃は1人につき銀1匁5分(約銭120文)であった。ただし、一説には、砂礫を浚渫しても上流から新たに降灰が流れ込み、大口堤付近では場所により5～8尺ほど堆積したまま普請は終わってしまったという。また、金7万両で落札した石屋半四郎は、5万両ほどもうけたとも噂された(『南足柄市史』3No.93)。

(3) 御林跡地への転居願おはやしい

相模国旧小田原藩領の山付きの村が、閏正月、ちょうど上知となったころ転居を願い出ている。皆瀬川村(山北町)のうちで最も山奥の枝郷市間・高杉の住人、小百姓五右衛門・無田(水呑)徳兵衛ら6軒は住居が降灰で埋まってしまったので、石懸ケ山の御林(領主所有山林)で先年材木を切り出した跡地への転居を願い出ている(『山北町史』史料編近世No.218)。屋敷が降灰に埋没してしまったことと、飲み水が手に入らないため、木が切り払われ比較的堆積火山灰の少ない御林跡地斜面へ移り住み、畑を開墾したいというのであった。ただし、彼らはその後の飢人書き上げなどでは元のまま市間・高杉の住民として見えるので、厳しい生活環境のままであったことが判明する。

同様に、都夫良野村(山北町)の枝郷瀬戸・駒鳴・小畑でも、飲料水は山下の湯触村・皆瀬川村より山道を担ぎ上げなければならず、その山道も元禄16(1703)年の大地震で崩れたまま修復すらできていない。また、生活は石高すら計上されていない山畑の耕作や山稼ぎによって維持してきたが、小田原藩が支給してくれた御救い米も本田畑の石高基準で配分されたため受け取れなかった。領分内でも他領でも構わないから引っ越しを認めてほしいという嘆願書を作成している(『山北町史』史料編近世No.234)。これも許可されたかどうか、結果は不明である。

なお、降灰からちょうど1年後の宝永5(1708)年12月、伊奈会所が発給した年貢割り付け状によれば、田・畑・屋敷地・山畑の合計反別20町3反1畝4歩(田は下田7畝6歩のみ)の都夫良野村(村高46石余)は、反別の8.7%が洪水により川欠け地となり、46.8%が手つかずのままの山畑で、35.5%が砂置き地に転用されており、屋敷地を含む砂除け完了の畑地わずか8.6%に対して銭317文の年貢が賦課されている(『山北町史』史料編近世No.233)。山間部での砂除けの進展していない状況がよくわかる。ちなみに、小田原藩領のときの年貢は基本的に田方を米で、畑方(屋敷地も含む)を銭で納入することとなっていたが、伊奈会所は年貢の米納を止め、租税すべてを金・銭で納入するよう命じている。

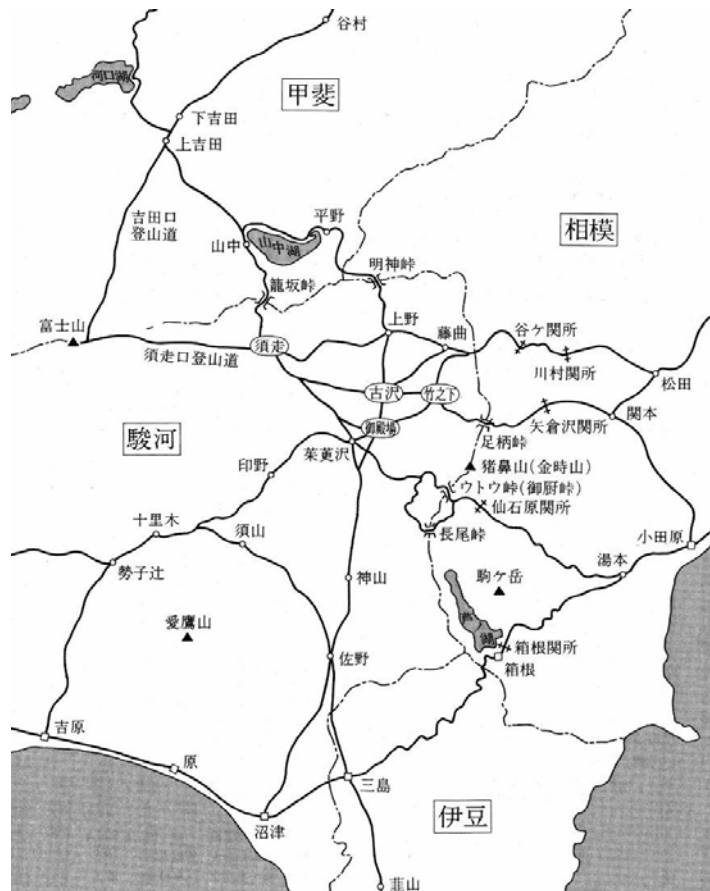


図4-1 街道・関所配置概念図

出典：(小山町,1998)より転載

(4) 川村・谷ヶ関所の修復

江戸初期より小田原藩が幕府より管轄を任されていた箱根ほか5関所については、小田原藩城付領が上知となった後も、関所番・通関業務など引き続いて小田原藩が担当していた。

中でも、酒匂川に沿って相模国と駿河国を結ぶ甲州道の川村関所や谷ヶ関所付近は、3尺近い降灰があり、物資輸送路の確保の意味からも、往還の砂除けと破損した関所設備の修復が急務であった。

川村・谷ヶの両関所、それぞれの番人・定番人の居宅、及び関所周辺の柵木の修繕については、宝永5（1708）年3月以降、伊奈会所を通じて関所・御要害の維持・保全を担当する各関所係り村々へ度々催促されていたのであるが、自村の田畑の砂除けすらできないでいたので後回しにされていた。係り村が川村山北で寄合を開いたのが6月21日。大工の手間賃や鉄物の代金が幕府から出るということを確認した上で、7月になってからようやく人足を出している（『山北町史』史料編近世No.221・223～228）。たとえ小田原藩や幕府代官から命令されても、関所付きの山間村には、ただ働きの人足を出す余裕などどの村にもなかったのである。

(5) 大口堤の決壊と修復

川浚い助役普請が終了した直後の宝永5（1708）年6月22日、大雨によって酒匂川の大口堤・岩流瀬土手が決壊した（『南足柄市史』3No.93）。川音川でも堤決壊があった（『大井町史』資料編近世(2)No.150）。二次災害の始まりである。

22日の午前10時ごろ大水が出て、まず岩流瀬の石倉土手が押し切られ、続いて

大口の石倉土手、更にその下流の本松原土手も下戸前より決壊し、大口堤下の村々へ濁流が流れ出した。岡野村と金井島村・千津島村（いずれも開成町）との村境には、それぞれ5、6尺から7、8尺の深さがあるくぼ地があったが、2～3日のうちに土砂で埋まってしまった。さらに、7月2日の増水では、本松原土手が山崎まで、堤に植えられていた松の木もろともきれいに押し流してしまった。特に、岡野（開成町）・斑目・千津島・壙下・竹松・和田河原（いずれも南足柄市）の6か村（「大口水下6か村」）は、田畑も住居も5尺～1丈（1.5～3.0m）ほど流れ込んだ土砂で埋まってしまい、中沼村・炭焼所村（ともに南足柄市）の田地も、ほとんど砂地と化してしまった。竹松村大松寺・斑目村珠明寺・小市村千貫寺も、このときの洪水で流失している（『新編相模国風土記稿』）。

皮肉にも、お手伝い普請を分担した5大名が江戸城で將軍より褒賞され、時服を拝領するのは、決壊後6日経った6月28日のことである。

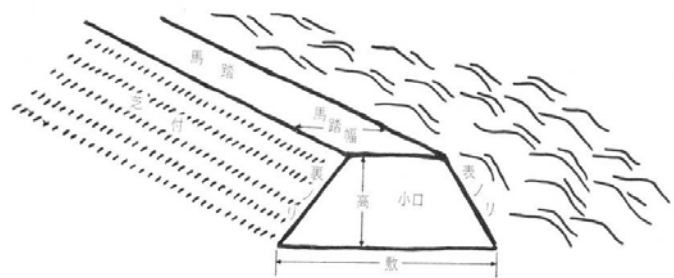


図4-2 堤防の概念図

出典：『地方凡例録』に加筆、(南足柄市,1993)より転載

まず、6か村は緊急避難的に小高い近所の怒田村ぬだの上原や弘西寺村（ともに南足柄市）の御林などを拝借してこも菰張りの小屋掛けを始めた。6か村で田畑反別合計277町3反5畝12歩あったうち、ようやく162町6反2畝28歩（58.6%）の砂除けも終わり、秋作物を仕付けたところでの水害である。あわせて、計206頭いた飼馬も156頭が家財、貯えの食料もろとも流失してしまった。9月になって、6か村は、植え直した麦が収穫できる来年（宝永6年）4月までのお救いを訴え出ている（『南足柄市史』3No.72）。生類憐れみの令がまかりとおっている時代であったためか、全国から集められた国役金のうちより馬飼料として御救い金支給があった。

大口堤の決壊箇所を閉め切るための普請は、伊奈会所の指示のもと、10月20日から開始された。国役金徴収によって財政に余裕ができたためか、幕府はお手伝い普請とはせずに、江戸の町人丹波屋に金9,950両で請け負わせ、公費で実施している（『神奈川県史』資料編5No.259、『南足柄市史』3No.93）。斑目村の大口まで日帰りできる村からは、村高100石につき10人ずつ、遠方で泊まりがけしなければならぬ村は、高100石につき7人ずつの割合で普請人足が徴発された（『山北町史』史料編近世No.230）。例えば、村高合計4,023石余の水下6か村の総人数が2,269人で、60歳以上の老人と15歳以下の子どもを除いた1,409人から毎日402人の人足を出さなければならない計算である。かなりの突貫工事によって、敷8間しき けん（約14.4m）・高さ3間（約5.4m）・馬走り6間（約10.8m）・総延長700間（約1,260m）の大口土手が再建され、ところどころに水勢を弱めるための出し籠・横籠が付けられた。丈夫にできたので、「永々相続こらえ申すべし」と水下の村々も完成を喜んだというが、この堤防もこの後1年と保たないのである。

こうして、山間村では1年経っても一次災害（降灰）からの復興の目途が立たないまま、更に平野部では二次災害（洪水・土砂災害）によって田畑を失う者が新たに出現してきた。この後、災害の変質・長期化に伴い、被災民の復興への対応も多様化してくることになる。

コラム 「天地返し」

山北町教育委員会では、『河村城跡史跡整備マスタープラン（基本構想）』に基づき、河村城跡の現況遺構と古絵図との関係を明らかにするため、2003（平成15）年7月よりトレンチ発掘調査を実施している。同年12月17日に行われた山北町地方史研究会での安藤文一氏の講演「河村城跡発掘調査速報―南北朝から戦国時代の河村城を探る―」をもとに、発掘状況を見てみよう。

河村城跡は、南側を流れる酒匂川さかわと北側の山北町の市街地に挟まれた丘陵地に位置し、中世（戦国期）には河村城が築かれていたが、その後河村城は廃止され、富士山宝永噴火のころには畑（みかん畑など）となっていた。宝永噴火で、この上に60～70cmにも達する焼砂・火山砂礫が堆積し、耕作不能の土地となった。自然堆積した場所を発掘すると、丘陵地の耕作土・黒土の上に、数cmの白い軽石層（最初の噴火で噴出）が堆積し、その上に黒いスコリア質の火山砂礫が60～70cm堆積していた。

そして、驚いたことに、当時の被災民たちは、叡智を注いで「天地返し」を実施し、これら降砂で埋まった畑を再び耕作可能な土地にしていたのである。



写真4-1 「天地返し」の遺構（神奈川県山北町教育委員会撮影）

これまで史料上で「天地返し」という言葉は目にしていたが、実際に「天地返し」の断面を発掘したのは、これが初めてであった。機械力のない時代に、人力だけで1 m以上も掘削し、下に埋もれた耕作土・黒土と上に降り積もった焼砂の天地を返して、畑を復元するという発想がすごい。大変な労力と時間がかかったことと思う。

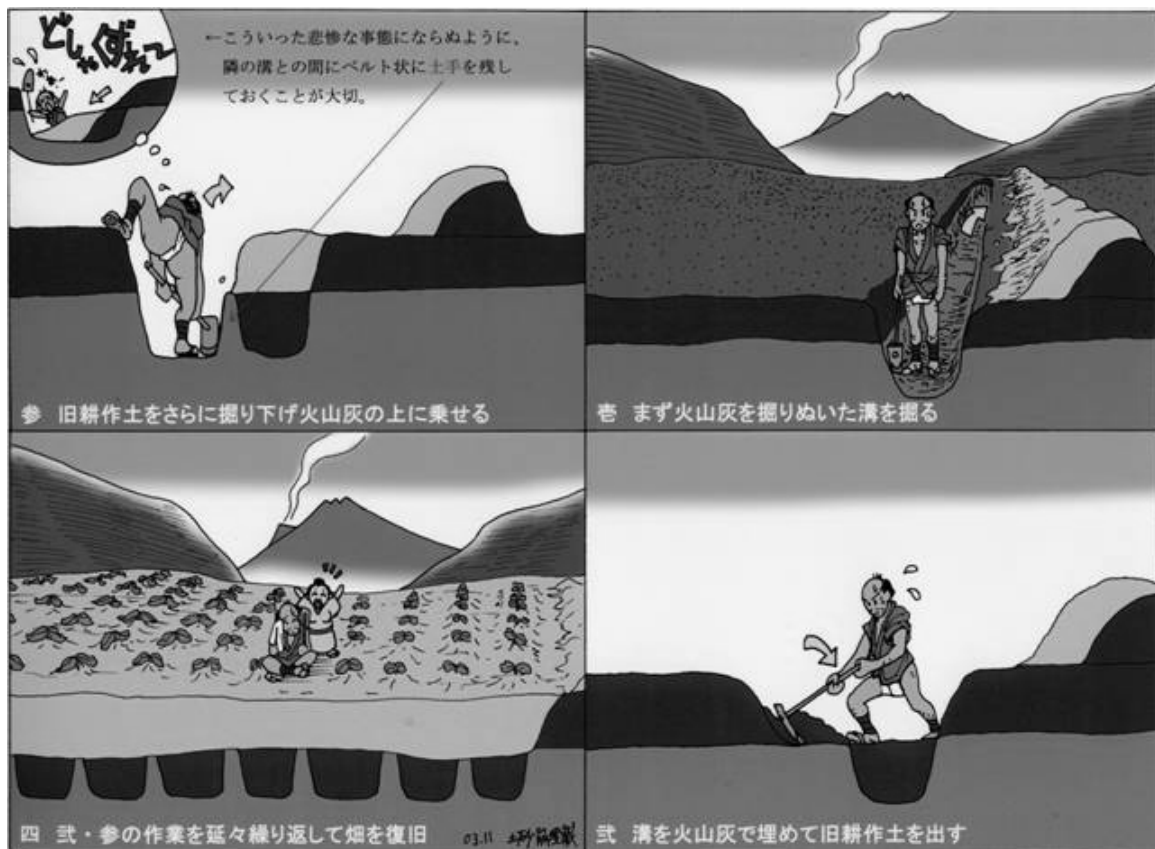


図 4-3 「天地返し」の模式図 (土砂崩埋蔵氏作成)

第4節 地域社会へ与えた影響

1 信仰への影響

(1) 宝永噴火後の拝登

宝永噴火後も、人々は富士拝登を行っていたと考えてよいであろう。噴火によって壊滅状態にあった東側の須走口には、宝永5年（1708年）6・7月、つまり噴火から半年後には人々が集まったようである。それは、この時期に、富士山内院（噴火口）に126貫文余の散銭（賽銭）が投げ込まれていることから知られ、須走口からの登山者を想定し得る。翌宝永6（1709）年には、更に散銭額が274貫文余で前年の2倍になっている（『富士山内院散銭分ケ取帳』小山町須走富士浅間神社所蔵）。これは当然須走口の賑わいにも反映したと思われ、また、人々のこうした「物見高さ」は、富士信仰の後押しにもなったであろう。さらに、南東側の須山口は断絶したが、人々はほかの登山口からの頂上を目指したと思われる。そして、須山口の復興運動は安永5（1776）年に始まり、同9年に実現するが（第5章第4節2を参照）、その背景には江戸時代中期以降の富士講による信仰の広がりという新たな状況への対応ということもあったのではないだろうか。

(2) 新たな信仰の登場

寛政7（1795）年正月に江戸幕府が出した触書（『御触書天保集成』No.5529）に、

「……近年富士講と号し、奉納物建立を申し立て、俗にて行衣を着、苛高の珠数を持ち、家々の門に立ち、祭文を唱え、あるいは護符・守など出し、そのほか前書き（にせ修験）同様の儀いたし候ものこれある趣あい聞こえ、不埒の至りに候、以来、右体の儀は堅くいたすまじく候、もし相背くにおいては召し捕らえ、吟味の上きつと申し付くべく候、この旨を町中に触れ知らすべきものなり、」

とあるが、これが幕府の文書（公文書）に初めてみえる「富士講」である。

はっきりしないが、富士講は、17世紀前半から後半にかけて江戸を中心に成立してくる「講」という組織に基づいた富士信仰の形態であった。その元祖は角行（長谷川武邦）という修行者であり、戦国を生き抜き江戸時代の正保3（1646）年6月に、富士の人穴において106歳で没したという。その後、法脈は村上派と月行・食行派に分かれるが、この食行が富士講を発展させた身禄（伊藤伊兵衛）であった。彼もまた享保18（1733）年7月に、富士山での断食行により没した。

身禄の死後は、その弟子たちが各地で富士講を組織し、その信仰を発展させていったのである。また、身禄の弟子であった日行青山（藤四郎）は、安永8（1779）年、江戸高田（東京都新宿区）に富士山頂の土を塚の頂上に埋め、富士山の形に似せた富士塚を作った。それはその後、富士山の溶岩塊をも材料にして各地に真似て作られ、信仰のシンボルともなったのである。富士塚は、ふだん富士登山ができない人々を対象としたものであったと考えられている。こうして江戸時代中期以降には、富士講による信仰が広まっていった。富士講は、現世利益を説き、救世や人の平等を思想として持っていたため、幕府は富士講の拡大を危険視し、その結成については弾圧をすることがあった。また、幕末になると富士講から「不二道」が創出されるのである。

なお、富士講と宝永噴火の関連について、これまでの研究からは語ることはできない。今後の課題の一つとしておきたい。しかし、17世紀半ばをもって「単に霊峰富士山そのものにおおらかな信仰心を抱いて参詣登山する段階から変化して、後に富士講につながる信仰心が富士参詣者のなかに芽生えていったと見てよかろう」とする指摘（小山町、1998）は重要であり、改めて富士山噴火の時期を見るならば、それが富士信仰の変化に何らかの影響があったと仮説を立てて考えることができよう。



写真4-2 富士講の御師の家まつられている富士山の御神体（小山町須走）

出典：（小山町、1993）より転載

(3) 祀られた代官伊奈忠順

静岡県小山町須走^{すばしり}字下原^{よしくぼ}と吉久保とに、伊奈神社が鎮座する。下原の伊奈神社の現本殿回廊奥右側には富士を背に2人の農民が、同左側には伊奈半左衛門忠順が手代とともに農家を背にして彫刻されている。境内に別途建てられている銅像とあわせて、いまなお伊奈忠順は地域の人々に顕彰されている。拝殿右手前にある同神社の由来を記した碑によれば、慶応3（1867）年には伊奈半左衛門忠順の遺徳を偲び小祠が建てられたこと、1878（明治11）年にも吉久保と須走上真土に石祠が建てられたこと、1907（明治40）年には須走西沢に須走入会組合により伊奈神社が建立され、それが1957（昭和32）年に現在地に移されたとある。なお、吉久保に鎮座する水神社にも、伊奈神社が祀られ（明治11年の石祠）、水神社境内の説明には、慶応3（1867）年に渡辺円治郎と喜多善平治が発起人・願主となって関係18か村に呼びかけ伊奈神社を創建したとある。さらに、1914（大正3）年に建てられた忠順を讃える碑もある。

もう少し補足しよう。忠順が祀られたのは、慶応3（1867）年9月以降であった。「伊奈半左衛門様御宮寄進帳」（『小山町誌』2No.354）によれば、阿多野新田・吉久保・菅沼・棚頭・大胡田・中日向・上古城村から発起人（2名）、世話人（8名）が出て、忠順を「仁君」として、その「御仁恵」「御恩赦」の「大恩」を忘れ難く「御恩報」のために「御宮」を建立すべく呼びかけている。なお、こうして最初に伊奈神社が祀られたのは、吉久保の水神社と考えられる。

また、1878（明治11）年の「報恩記誌」（『小山町史』4No.485）によれば、同年に7か村（先述の上古城村に代わって大御神村^{おおみか}が入る）から、発起人（2名）、周旋人（20名）が出て、「一社の小祠」を建立すべく呼びかけていることが知られる。この小祠（石祠）は、水神社境内奥に祀られている。さらに、1914（大正3）年3月に、吉久保の伊奈神社では200年祭と建碑式が行われている（同前No.489）。祭式には、子孫の伊奈氏をはじめ、県知事・代議士・郡長、そのほか来賓が出席し、投餅式も行われた。

そして、翌年4月、先の地域の人々は大正天皇即位式を機として、静岡県知事湯浅倉平に忠順への「追贈式」を請願した。そのうちを意識すれば、「忠順の仁政、功業は後世に遺り、その『大功業』の余恵を受けているが、その功績を賞する古文書は大半散佚^{さんいつ}して、明らかにできない。しかし、漸く功績^{ようや}を立証するために集めた事績調査数編を提出して懇願する」とある（同前No.490）。その結果、忠順には同年11月に「従五位^{じゅ}」の追贈が決まったのである（同前解説）。

このように、小山地域の人々により、富士噴火から160年、そして200年を経た後に、忠順は祀られ顕彰されたのである。それまで江戸時代を通じて、忠順が特に信仰された様子は史料からは確認できない。江戸時代末（幕末）から明治時代へと移る時期、突然に忠順への信仰・顕彰が見られるのである。その背景には時代状況が影響しているのであろうか、現時点では不詳とせざるを得ない。

さかのぼるが、宝永噴火の翌年^{うるう}閏正月、幕府代官伊奈忠順に「砂降り」の砂除けと川浚え普請が命ぜられた。伊奈氏は三河出身の徳川氏直臣で、江戸開幕後の忠次以来、忠政・忠治兄弟、忠勝、忠常、忠篤と続いて関東の直轄領（天領）を支配し、新田開発や治水土木工事に取り組んできた。忠篤の弟が忠順で、元禄12（1699）年10月、兄の死に臨んで養子となり、12月に家を継いだ。その後、深川架橋や築地普請などに尽力している。忠順が富士噴火からの復興を命じられたのは、これまでの伊奈氏としての経歴によるところが大きい。そして、忠順は被災地に入ってその復興に尽くしたとされるが、余り明らかでない。

ただ忠順は、宝永6（1709）年9月に御厨^{みくりや}（御殿場）地方の人々が、江戸へ出かけていって普請人足賃の増額願いを展開したときに、彼ら村人を勘定奉行荻原重秀の屋敷で開かれている「御内寄合」へ連れていっている（第4章第3節4を参照）。これがその後の普請人足賃の支給と関わっている行為と考えられるなら、このことから地域の人々により、忠順への評価は高められたことになろう。忠順に対する地域の人々の思いは、果たしてどの辺りにあったのであろうか。



写真4-3 伊奈神社（小山町須走）

出典：（小山町、1998）より転載

2 人口減少と「亡所」化

(1) 村を出た人、残った人

噴火から5年後、正徳2（1712）年の用沢村など7か村（静岡県小山町）の村況報告書（『小山町史』2 No.477）によると、各村とも戸口・馬数の減り方が著しいことがわかる（表4-3）。
たながしら 棚頭村やおおみか 大御神村では家数が半減している。人数も用沢村の場合など噴火前の3分の1ほどに減少している。家を挙げて他所に引っ越したり、出稼ぎで村を出たものがいかに多かったかがわかる。なかひなた 中日向村では、他所に出た者のうち25名が行方不明になっている。村で暮らしができない以上、働ける場所を求めて出ていかざるを得なかったのである。その中には他国で行き倒れになった者もいたに違いない。馬は人や物を運んで、駄賃稼ぎをしたり、糞を肥やしにしたり、農村の生活に不可欠だったが、田畑が砂で埋まり、人が少なくなれば無用となり、ほとんど売り払われてしまったのである。

表4-3 正徳2（1712）年の家数・人数・馬数（（小山町、1998）を一部改変して作成）

村名	家数	在村	引越	人数	在村	他出	馬数	飼育	売却
用 沢	74	44	30	429	153	276	104	13	91
棚 頭	25	13	12	155	75	80	40	7	33
阿多野新田	13	9	4	118	65	53	20	2	18
大御神	39	20	19	241	111	130	62	4	56
上 野	46	34	12	250	161	89	65	10	55
上野新田	5	3	2	33	22	11	9	0	9
中日向	22	14	8	198	50	148	50	3	47

注) 他出人数には行方不明も含む。

働き手の少なくなった村の復興がはかばかしく進むわけはなかった。暮らしの立たなくなった村人の中には、先祖伝来の土地を手放す者も出ている。宝永6（1709）年棚頭村の弥五右衛門は、本田畑たん6反と野畑せぶ4畝16歩を金1分2朱という安値で、しかも100年季の「永代売」で売却している。開発の見込みもない田畑で、請け戻すことなどあり得ないと考えたのであろう。同じ村の彦兵衛の場合は、7畝24歩の田畑を金5両1分で売り渡しているが、20年季で、年季明けに元金と開発に要した人足代を支払えば、田畑は返却されるという約束を交わしている。開発に要する人足数は契約時に見積もられていた（小野正信氏所蔵文書／小山町棚頭）。

それでも村に残った人々は用水堰の砂を掘り開け、田畑の砂を水で流すという方法で少しずつ再開発を進めた（第5章第3節1を参照）。作業は自力では不可能であり、すべて共同で行われた。その際、田畑は誰のものかということより、開発に要する人足をどの位負担するかが重要で、それが開発田畑の割り当てや収穫物の分配基準ともなったのである。

(2) 村々の開発状況

表4-4は噴火から9年目、正徳5（1715）年の駿東郡村々の開発状況を示したものである（『駿河駿東郡村々開発高玄積砂寸尺覚』室伏覚氏所蔵）。86か村中、32か村は「丸開発」されているが、停滞している村もある。砂の深さ3尺（約90cm）以上の村は一般に開発が進んでいないといえる。ただし、例えば湯船村と藤曲村（ともに静岡県小山町）の砂の深さはともに3尺6寸（約1m8cm）であったが、開発高は、湯船村41.8%、藤曲村は85%と大きな開きがある。開発の進行度は、耕地のありよう、用水堰の状態、村に残った人数など、様々な要素により左右されたと思われる。それにしても、無開発高が99%の大御神村は、5尺5寸（約1m65cm）の砂に覆われたまま噴火から8年を経過し、「亡所」、すなわち廃村寸前にまで追い込まれていたといつてよいだろう。

表4-4 正徳5（1715）年の田畑開発状況（（小山町、1998）を一部改変して作成）

村名	村高	開発高(%)	未開発高(%)
竹之下	425.982	257.514(60.5)	168.468(39.5)
所領	107.463	65.613(61.1)	41.850(38.9)
生土	103.468	63.445(61.3)	40.023(38.7)
中島	71.562	30.900(43.2)	40.662(56.8)
柳島	138.496	94.328(68.1)	44.168(31.9)
湯船	153.335	64.081(41.8)	89.274(58.2)
藤曲	259.610	220.650(85.0)	38.960(15.0)
菅沼下	258.787	242.507(93.7)	16.280(6.3)
菅沼上	352.501	312.786(88.7)	39.715(11.3)
新柴	96.891	88.079(90.9)	8.812(9.1)
桑木	95.892	87.468(91.2)	8.424(8.8)
吉久保	166.323	101.312(60.9)	65.011(39.1)
大胡田	496.712	311.794(62.8)	184.918(37.2)
下古城	107.502	78.169(72.7)	29.333(27.3)
下古城	11.166	7.489(67.1)	3.677(32.9)
須走	80.000	0(0)	80.00(100.0)
上野	145.973	38.999(26.7)	106.974(73.3)
上野新田	10.993	0.250(2.3)	10.743(97.7)
上古城	77.904	39.942(51.3)	37.962(48.7)
中日向	116.421	36.443(31.3)	79.978(68.7)
阿多野新田	36.841	7.462(20.3)	29.373(79.7)
一色	439.267	207.958(47.3)	231.309(52.7)
棚頭	78.450	10.854(13.8)	67.596(86.2)
大御神	132.055	1.228(0.9)	130.827(99.1)
用沢	330.809	82.645(25.0)	248.164(75.0)
下小林	57.695	32.953(57.1)	24.742(42.9)
古沢	436.811	275.546(63.1)	161.265(36.9)

注) 単位は石、%は四捨五入

3 入会山野をめぐる争論

(1) 入会山野からの用益

江戸時代の農業生産にとって、山野は水（川）とともに欠かすことができない。①下草は馬まぐさの秣（馬草）となった。馬は農耕や駄賃ぎに利用するだけでなく、厩肥が田畑の肥料にもなった。特に、駿河国駿東郡は「御厨駒」と呼称されるほど多数の馬が飼育されていたが、噴火後飼育数が激減する。②下草・若葉・小枝は村ごとに苧り集め、苧敷（肥料）として田畑に敷き込んだ。③薪・柴は燃料となり、また炭にすることで、売って現金を手に入れることができた。そのほか、山野は、④建築用材や屋根葺き用の萱の採取地でもあった。

山付きの村であればよいが、山を持たない平野部の村は、近くの山を共同利用させてもらうことになる。それも勝手に採っては資源が枯渇するので、利用する村は採取できる期間・範囲・採取量（人数や鎌・斧数）などを取り決めて採取することになる。こうした共同利用のことを入会という。

(2) 大野原をめぐる争論

降灰は田畑のみならず、こうした入会山野にも降り積もった。山野の自然が蘇生するまでには長い年月を必要とし、当然山野の植生が回復しなければ、田畑の再開発にも支障をきたすのは火を見るよりも明らかである。というより、山野の利用権を確保しなければ、田畑の復興もあり得ないということである。

富士山東麓の大野原をめぐる入会争論を見てみよう。

噴火以前、御厨領の村々は大きく分けて3方面の山野を入会利用していた。北側にあたる三国山～明神峠～世附峠よづくの南麓斜面（北山）と東側の箱根外輪山の西斜面、それと富士山東側である。このうち富士山の東側裾野、滝ヶ原から須山方面にかけて広がる大野原は、元禄年間以前から近隣村が入会利用してきた。既に元禄12年（1699年）の山野争論の際に小田原藩が出した裁許により、北方16か村も入用銭を南方19か村に支払うことで大野原への入会利用権が認められていた。

しかし、噴火から6年後の正徳3（1713）年6月、上郷入会村7か村が南方19か村と和談し、上郷9か村の入会利用を差し止めたため、上郷9か村が7か村の不法を取り締まってほしいと酒匂会所に訴え出た（『小山町史』2No.422）。代官伊奈は元禄の裁許に基づき上郷9か村の言い分を認めることになる。

ところが、14年後の享保12（1727）年12月には、新たな争論に発展する。今度は上郷9か村が南方8か村と原方11か村、計19か村を相手取り幕府へ訴え出た。享保元（1716）年、山本3か村を含む原方11か村が小田原藩領に復帰した際に、南方8か村は大野原への入会を認められたが、上郷9か村は認められなかったとして、19か村が上郷9か村の入会を拒否しているので、元禄12年の判決に基づき利用権のお墨付きをいただきたいという内容である。上郷9か村に続

いて大胡田村（小山町）・山尾田村（御殿場市）が大野原への入会権について訴え出たのを受けて、翌元禄13年10月、幕府の検使が現地見分に赴き、同14年8月、幕府の裁許が出た（同前No.425）。

結論は上郷9か村の勝訴で、入会の実績のある山尾田村にも入会権が認められた。大胡田村は入会の実績を物語る証拠がないが、秣場のない村であるから、北山に草が生えるまでに限って大野原に入会ってよいという恩情ある判決であった。噴火から20年経っても北山には十分な草の生育が見られず、御厨領北筋の村々は10km以上遠く離れた大野原に入会うことによって、再生産に必要な林野資源をようやく入手することが可能となったのである。

表4-5 大野原を入会利用した村々

北方 16 か 村	上郷9か村	北筋	一色村・下小林村・用沢村・上古城村	幕府領
	上郷入会村 7か村	中筋	古沢村・塚原村・清後村・六日市場村・下古城村	
大堰村・中丸村・増田村・山之尻村・山尾田村・柴怒田村・上小林村				
南方 19 か 村	南方8か村		新橋村・二枚橋村・御殿場村・東田中村・仁杉村・北久原村・深沢村・萩原村	小田原藩領
原方11か村		印野村・神場村・板妻村・中畑村・永塚村・保土沢村・杉名沢村・西田中村・茱萸沢村・川島田村・竈新田		

注) 斜字の村は現在の小山町、そのほかはすべて御殿場市。太字の村は大野原の山本3か村。